

# 社会福祉法人郷福社会 役員等報酬等規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人郷福社会（以下「この法人」という）定款第二十一条に定める規定に基づき役員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益である。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (理事会及びの出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償
理事会出席報酬等	3,000円	実 費

## (役員等の勤務報酬等)

第4条 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったときは、次により実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償
理事勤務報酬等	3,000円	実 費

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、f 実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償
監事勤務報酬等	3,000円	実 費

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、年末に1年分を本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

交通費	宿泊費	日当(日額)	その他
実 費	実 費	3,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会のよって行う。

附 則

この規程は、平成29年 月 日(定時評議委員会の議決日)より適用する。